

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位: 百万円)

団体名 広島市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
222,041	40,065	11,561	273,667

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	541,944	535,638	6,306	1,970	19,322	954,831	
住宅資金貸付特別会計	59	59	-	-	16	159	
母子寡婦福祉資金貸付特別会計	522	508	14	14	31	3,290	
物品調達特別会計	61	47	14	14	-	-	
公債管理特別会計	132,737	132,737	-	-	90,507	-	
市民球場特別会計	756	738	18	18	180	-	
新球場整備特別会計	6,543	5,658	885	885	42	5,376	
用地先行取得特別会計	2,723	2,723	-	-	54	5,992	
西風新都特別会計	482	482	-	-	367	-	
一般会計等	552,929	545,692	7,237	2,901	-	969,648	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
老人保健特別会計	95,312	95,241	71	71	6,594	-	-	
介護保険事業特別会計	60,497	58,737	1,760	1,760	8,326	421	-	
国民健康保険事業特別会計	116,842	116,842	-	-	8,077	-	-	
競輪事業特別会計	15,924	15,263	661	661	-	-	-	
駐車場事業特別会計	1,348	1,192	156	156	0	4,097	78	
有料道路事業特別会計	336	336	-	-	-	-	-	
中央卸売市場事業特別会計	4,344	4,344	-	-	2,197	8,386	5,165	
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	301	301	-	-	43	27	5	
農業集落排水事業特別会計	1,008	1,007	1	△ 6	589	9,111	7,681	
開発事業特別会計	12,535	10,892	1,643	4,212	-	2,031	-	
簡易水道等事業特別会計	197	197	-	-	142	1,760	1,397	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	237	235	2	2	62	905	794	
水道事業会計	24,488	23,328	1,160	5,745	880	103,407	4,240	法適用
下水道事業会計	39,793	39,793	-	54	20,845	536,695	282,838	法適用
病院事業会計	41,743	43,238	△ 1,495	8,956	5,541	45,727	31,963	法適用
公営企業会計等 計	-	-	-	21,611	-	712,567	334,161	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
安芸地区衛生施設管理組合	1,588	1,538	50	50	-	2,701	-	
広島県後期高齢者医療広域連合	1,393	1,221	172	172	2	-	-	
海田高等学校財産組合	0	0	0	0	-	-	-	
一部事務組合等 計	-	-	-	222	-	2,701	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債券保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 貸付見込額	備考
(株)広島バスセンター	300	2,339	224	-	-	-	-	-	
広島市土地開発公社	△ 16	165	5	-	-	33,028	-	19,495	
広島交通(株)	44	2,664	0	48	-	-	-	-	
(財)広島市ひと・まちネットワーク	27	361	54	1,257	-	-	-	-	
(財)広島勤労者職業福祉センター	△ 4	△ 5	160	114	-	-	-	-	
(財)広島勤労福祉事業団	15	△ 49	3	-	-	-	-	-	
(財)広島市文化財団	△ 26	430	105	744	-	-	-	-	
(財)広島市スポーツ協会	△ 17	351	26	393	-	-	-	-	
(財)広島平和文化センター	34	1,488	1,161	476	-	-	-	-	
(財)広島市福祉サービス公社	3	52	50	126	-	-	-	-	
(財)広島市老人クラブ連合会	-	107	30	43	-	-	-	-	
(財)広島原爆被爆者援護事業団	△ 30	152	3	104	-	-	-	-	
(財)広島市環境事業公社	25	△ 606	30	266	-	-	-	-	
(財)広島市産業振興センター	△ 2	49	50	352	-	-	-	-	
広島市流通センター(株)	261	2,710	700	-	-	-	-	-	
(株)広島市産業情報サービス	21	△ 561	652	-	-	-	-	-	
(財)ひろしま産業振興機構	37	7,187	34	2	-	-	-	-	
広島県信用保証協会	3,158	32,113	379	-	-	-	48,504	207	
(財)広島市農林水産振興センター	1	7	60	421	-	-	-	-	
広島駅南口開発(株)	104	4,412	3,755	24	4,150	-	-	-	
広島地下街開発(株)	126	△ 6,534	5,500	-	6,672	-	16,121	2,161	
(財)広島観光コンベンションビューロー	-	973	978	283	-	-	-	-	
(財)広島市都市整備公社	12	775	5	411	-	-	7,187	6,468	
(財)広島市動植物園・公園協会	32	477	100	633	-	-	-	-	
広島県住宅供給公社	316	6,697	1	-	-	-	-	-	
(財)広島海員会館	5	128	5	-	-	-	-	-	
広島高速道路公社	14	61,409	30,638	-	36,495	60,755	-	-	
広島高速交通(株)	△ 171	△ 915	5,100	20	19,039	-	18,000	16,200	
(財)広島県下水道公社	3	109	20	-	-	-	-	-	
(財)広島市水道サービス公社	1	31	30	139	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			49,858	5,856	66,356	93,783	89,812	44,531	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金	12,336	11,250	△ 1,086
減債基金	66,046	68,096	2,050
その他充当可能基金	9,344	10,353	1,009
充当可能基金計	87,726	89,699	1,973

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.68	1.05	0.37	△ 11.25	△ 20.00	中央卸売市場事業特別会計		-	
連結実質赤字比率		8.95		△ 16.25	△ 40.00	国民宿舎湯来ロッジ等特別会計		-	
実質公債費比率	20.9	16.1	△ 4.8	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計		△ 4.6	
将来負担比率		255.8		400.0		開発事業特別会計		83.1	
財政力指数	0.78	0.79	0.01			簡易水道等事業特別会計		-	
経常収支比率	95.8	98.4	2.6			特定環境保全公共下水道事業特別会計		18.7	
						水道事業会計		25.3	
						下水道事業会計		0.1	
						病院事業会計		23.2	

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。